

国立大学法人和歌山大学人権委員会規程

制 定 平成28年 2月26日  
法人和歌山大学規程第 1740号  
最終改正 令和 2年 8月 3日

(趣旨)

第1条 国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）に「国立大学法人和歌山大学人権委員会」（以下「人権委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 人権委員会は、学生間、教職員と学生間、教職員間における人権に係る諸問題の防止及び審議・調査を行うことを目的とする。

(業務事項)

第3条 人権委員会は、次の各号に掲げる事項を業務とする。

- (1) 人権に係る諸問題（性別、国別、障害その他の差別を含む。）の防止に係る施策の検討及び実施
- (2) 人権に係る諸問題が生じた場合の審議及び調査
- (3) その他人権に係る諸問題に関する重要事項

(組織)

第4条 人権委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 総務担当の理事
- (2) 学生支援担当の理事
- (3) 学部長または学部長を代理する者
- (4) 総務課長
- (5) 学生支援課長
- (6) 人権委員会が必要と認めた教職員 若干名

2 前項第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 人権委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、人権委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第6条 人権委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

2 人権委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(監事)

第7条 監事は、人権委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 人権委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(調査委員会)

第9条 人権委員会の下に、人権に係る諸問題の事実関係を調査するため、必要に応じて、事案毎に、「人権問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

## 人権委員会規程

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 各学部選出教員 1名（評議員または副学部長が好ましい）
  - (2) その他人権委員会が必要と認めた者 若干名
- 3 前項第2号の委員は、人権委員会で選考のうえ、学長が委嘱する。
- 4 調査委員会は、当事者又は関係者等から事情聴取し、人権に起因する問題の事実関係を公正に調査する。
- 5 調査委員会は、調査の結果を速やかに人権委員会に報告するものとする。
- 6 委員の任期は、その事案の調査が終了し、人権委員会に報告したときまでとする。  
(プライバシーの保護)

第10条 人権に関する対応に当たっては、当事者及びその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者の名誉・人権及びプライバシーに充分配慮しなければならない。

- 2 人権に関する連絡・相談・苦情又は対策等に携わった者は、その任務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、任務を退いた後も同様とする。  
(人権に起因する問題に対応する措置)

第11条 学長は、人権に起因する問題行為の事実関係があり、処分又は就業、就学及び教育若しくは研究環境の改善を行うことが必要であると認められた場合は、必要な措置を講じるものとする。  
(事務)

第12条 この規程に関する事務は、総務課及び学生支援課において処理する。  
(人権に関する相談窓口及び相談員)

第13条 人権に係る相談窓口及び相談員は、当面の間、「国立大学法人和歌山大学ハラスメント防止規程」及びその関連規則を準用する。  
(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要なものは別に定める。

### 附 則

この規程は、平成28年2月26日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2234号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月3日一部改正：法人和歌山大学規程第2298号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。